

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	24～ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見（１）</p> <p><b>【要旨】</b>ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできない。ダム事業者と切り離れた第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えない。</p> <p>今回の案では検証検討主体はダム事業者であつて、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっているが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができない。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのであるから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的科学的な検証になるはずがない。検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須条件である。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で住民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければならない。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのであつて、検証検討主体を、住民参加を保証した第三者機関に変える必要がある。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	24～ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見（２）</p> <p><b>【要旨】</b> 補助ダムの検証作業は道府県知事だけではなく、国土交通大臣の下でも行ってその結果を公表すべきである。</p> <p>とりわけ補助ダムの見直しは、推進の立場である道府県知事が、国土交通大臣から要請されて行う作業であるから、おぎなりの検証検討で終わらせてしまうことが十分に予想される。補助ダムについても住民参加を保證した第三者機関による検証作業が是非とも必要である。</p> <p>さらに補助ダムは事業主体が道府県であるが、各道府県の判断だけで推進されてきたものではない。各道府県で実際にダム行政を取り仕切っているのは、国土交通省から道府県の建設関係部に出向している幹部（土木部長や県土整備部長など）であつて、旧政権下では国土交通省の主導の下に補助ダムの推進が図られてきた。国土交通大臣は、補助ダムについて国土交通省の官僚たちが行ってきたことを見直す責務がある。</p> <p>さらに、地方交付税措置も含めると、補助ダムは事業費の3/4近くを国が負担しているので、国費支出の無駄を防ぐため、検証検討の責任は国にもある。</p> <p>したがって、補助ダムについては道府県知事に検証検討を要請するだけではなく、同時に国土交通大臣の責任の下に検証検討作業を行い、その結果を公表し、継続の是非を道府県知事と協議するようにしていくことが必要である。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)					
③電話番号		メールアドレス					
④職業		⑤年齢		⑥性別			
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
18	3～6	<p>「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」</p> <p>意見（3）</p> <p>【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となる。</p> <p>現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えている。八ッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれも八ッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村も八ッ場ダムの推進を唱えている。当然のことながら、八ッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、八ッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となる。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのであるから、それで十分である。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となるので、そのような検討の場は設置してはならない。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)			(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
18	9 ~ 13	<p>「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。</p> <p>・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」</p> <p>意見（４）</p> <p><b>【要旨】</b>ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されているので、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが必要である。</p> <p>ダム事業の見直しを求める市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていない。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているかどうかは定かではないが、それらの市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけであるから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できない。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがない。意見（１）で述べたように、ダムの検証は公開の場で住民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件である。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが是非とも必要である。公開された第三者機関のモデルとなるのが淀川水系流域委員会である。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)			(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
19	12～ 15	<p>「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」</p> <p>意見（5）</p> <p><b>【要旨】</b>ダム事業者によるデータ等の詳細点検では数字の操作が行われるので、第三者機関によるデータ等の詳細点検が必要である。</p> <p>「計画の前提になっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことは科学的なダム検証を進めていく上で必須の作業であるが、問題はこの点検を誰が行うかである。今回の案では、ダム事業者自らがこの点検を行うことになっているが、しかし、ダム事業者は今まで、ダム事業を推進するために数字の操作を行ってきた。たとえば、ダムの治水効果を過大評価してダム依存度の高い治水計画にするとか、河道の流下能力を過小評価して、ダムが無いと氾濫するかのような計算結果を示すなどである。ダム事業者が今まで行ってきたことを見れば、ダム事業者が自ら「データ等について詳細に点検を行う」といっても、その結果を信用することができない。ダム建設を前提とした数字の操作をまた行うと考えられるからである。意見（1）で述べたように、ダム事業者と切り離れた第三者機関がダムの検証を行い、その過程でデータ等の詳細な点検を行うことが必要である。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)					
③電話番号						メールアドレス	
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
20	7～9	<p>「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」</p> <p>意見（6）</p> <p>【要旨】治水対策案は近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案することが必要である。</p> <p>「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とあるが、この目標流量を現実性のある流量に設定することが肝要である。多摩川では河川整備計画の目標流量（石原）を1974年洪水の観測流量4,500m<sup>3</sup>/秒としており、他の水系でも多摩川のように近年で最大の観測流量を採用すべきである。ところが、ダム計画がある水系では過去最大の実績流量を採用するといいつながら、流出モデルで求めた計算流量を使って、近年の観測流量とかけ離れた大きな数字にしていることが多い。たとえば、山鳥坂ダム計画がある肱川水系では河川整備計画の目標流量(大洲)を1944年洪水の5,000m<sup>3</sup>/秒としているが、これは計算流量であって、近年の最大観測流量3,200m<sup>3</sup>/秒と比べてきわめて過大な値になっている。よって、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とする必要がある。</p>					
22	9、22	<p>「（6）河道の掘削 （8）堤防の嵩上げ」</p> <p>意見（7）</p> <p>【要旨】河川管理者は河道の流下能力を過小評価することが多いので、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。</p> <p>河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案を検討する際に留意すべきことは、河道の流下能力を正しく評価することである。ダム計画がある水系の河川整備計画は河道の流下能力を過小評価して、それによってダムの必要性が作りだされていることがしばしばある。近年の洪水についての痕跡水位の調査結果に基づいて、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。そうしないと、河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案は必要以上に過大な規模になってしまうことが予想される。河道の流下能力を科学的に評価することを基本的な前提条件として、河道の掘削や堤防の嵩上げといった治水対策案を立案する必要がある。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)			(市区町村以下)		
③電話番号					メールアドレス		
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
35	19～ 22	<p>「●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」</p> <p>河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」</p> <p>意見（８）</p> <p>【要旨】近年の最大観測流量と同程度の安全度の確保を基本として治水対策案を立案することが必要である。</p> <p>意見(6) で述べたように、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」必要がある。</p>					
35	23	<p>「●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」</p>					
36	4～6	<p>「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。」</p> <p>意見（９）</p> <p>【要旨】決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにすべきである。</p> <p>第５章 複数の治水対策案の立案で、(9) 決壊しない堤防 (23 ページ 22 行)、(10) 決壊しづらい堤防 (24 ページ 5 行) が明記されているのであるから、それらの堤防の導入を前提として評価すべきであり、ここは第５章に合わせて次のように記述すべきである。</p> <p>「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生するので、決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
37	8 ~ 11	<p>「(2) コスト</p> <p>●完成までに要する費用はどのくらいか</p> <p>各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。」</p> <p>意見(10)</p> <p>【要旨】ダムの事業費は今後増額されることが予想されるので、現在の計画の枠内での残事業費(完成までに要する費用)で評価することは誤りである。</p> <p>ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費(完成までに要する費用)で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決していない。</p>					
37	12 ~ 14	<p>●維持管理に要する費用はどのくらいか</p> <p>各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。」</p> <p>意見(11)</p> <p>【要旨】ダムの維持管理費に堆砂の除去処分費用を加算することが必要である。</p> <p>ダム事業の維持管理費には、堆砂の進行に伴って必要となる貯水池内の堆積土砂の浚渫や処分の費用が含まれていない。その堆砂の除去処分費用が毎年10億円の規模に及んでいるダムもある。ダムの維持管理費に堆砂の除去処分費用を加算する必要がある。</p>					



## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
40	23	<p>「●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」</p> <p>意見（12）</p> <p>【要旨】ダム事業者による自然環境への影響評価では従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、第三者機関による客観的な検証が必要である。</p> <p>ダム事業に関しては環境アセスが行われてきているが、ダム建設を進めるための手続きとしての環境アセスに過ぎない。ダムの建設によってかけがえのない自然が大きく損なわれるにもかかわらず、環境アセスでは特段の影響がないとされている。ダム事業者自らのダム検証では自然環境への影響評価は従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、その面でも、意見（1）で述べたようにダム事業者ではなく、住民参加を保証した第三者機関による客観的な検証でなければならない。</p>					
41	8 ～ 13	<p>「●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか</p> <p>各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。」</p> <p>意見（13）</p> <p>【要旨】ダム事業に関しては計画堆砂量の科学的根拠と、堆砂が引き起こす諸問題について徹底検証を行うことが必要である。</p> <p>ダム事業に関しては堆砂の進行が大きな問題になっていることが多く、その科学的な評価が不可欠である。既設ダムの堆砂実績を見ると、計画堆砂量を大幅に上回る速度で堆砂が進行していることが少なくないから、まず、計画堆砂量の科学的根拠を徹底的に調べなおす必要がある。その上で、堆砂の進行が引き起こす諸問題、すなわち、ダム上流部での河床上昇による氾濫常襲地帯の形成、ダムの治水利水機能の縮小、河口付近で起きる海岸線の後退などを的確に予測する必要がある。しかし、ダム事業者自らが、堆砂とそれが引き起こす問題を正しく科学的に評価することはありえないから、この問題についても第三者機関による検証が不可欠である。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
45	6 ~ 11	<p>「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」</p> <p>意見（14）</p> <p>【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠であって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要がある。</p> <p>今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、次のように非合理的な利水計画、すなわち、「①水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「②地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」、「③水道の漏水率がかかなり高くても、それを放置し、漏水防止計画も立てないまま、ダム事業への参画を優先する」という利水計画を策定してきた。また、河川管理者（ダム事業者）は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきた。</p> <p>このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのであるから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけである。</p> <p>利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、現在の利水計画がそのまま生き残るだけである。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）							
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）					
49	6	<p>「（15）既得水利の合理化・転用」</p> <p>意見（15）</p> <p><b>【要旨】</b>取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。</p> <p>ダムの利水の検証において最も重要な課題の一つはダムの暫定水利権の全面見直しであり、そのことを水利代替案として明記することが必要である。</p> <p>従来の河川行政では、渇水期の流量はすべて既得水利権と河川維持用水として利用されているので、河川に新たに取水を求める場合はダム計画への参加が必要とされ、ダムが完成するまでは暫定水利権として取水が許可されてきた、しかし、実際にはダムができていないにもかかわらず、暫定水利権による取水が長年何ら支障なく、行われてきており、暫定水利権という扱いがされているものの、実態は安定水利権と変わらないものとなっている。</p> <p>したがって、取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。そのためには、現在の水利権許可行政が合理的に行われるか否かについて第三者機関が検証することで必要であって、この面でも第三者機関によるダム検証は欠かせないものである。</p> <p>なお、暫定水利権を安定水利権として許可するためにはそれに伴う費用負担の仕組みを検討し、過大に設定されている河川維持用水の見直しが必要である。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
50	20～ 23	<p>「(1) 目標</p> <p>● 利水参画者に対し、開発量として何 m<sup>3</sup>/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか」</p> <p>意見(16)</p> <p>【要旨】 第三者機関による利水計画の科学的、客観的な検証が必要である。</p> <p>意見(14) で述べたように、利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証を行わなければ、「利水参画者が本当にダム開発水を必要としているか否か」の真実を明らかにすることができない。</p>					
52	3～9	<p>「(2) コスト</p> <p>● 完成までに要する費用はどのくらいか</p> <p>各利水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。</p> <p>● 維持管理に要する費用はどのくらいか</p> <p>各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。」</p> <p>意見(17)</p> <p>【要旨】 ダム事業者が行う検証では、ダムの残事業費の真実が明らかにされない。</p> <p>意見(10) で述べたように、利水対策案についても、多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決してない。</p> <p>また、意見(11) で述べたように、ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要がある。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
60	2～7	<p>「次のような考え方で総合的に評価を行う。</p> <p>①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」</p> <p>意見（18）</p> <p>【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要である。</p> <p>意見(10)、(17)で述べたように、ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決してない。</p> <p>さらに、完成までに要する費用を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要である。</p>					

## 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)			(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)					
63 ~ 66		<p>「検証の対象とするダム事業（直轄） 検証の対象とするダム事業（水機構） 検証の対象とするダム事業（補助）」</p> <p>意見（19）</p> <p>【要旨】 検証対象ダムの拡大が必要である。</p> <p>現在予定されている検証対象ダムは、85 ダム（直轄・水資源機構 32 ダム、補助 53 ダム）であって、残りの 59 ダム（それぞれ 23 ダム、36 ダム）は本体工事契約済みであるとか、既存施設の機能増強事業であるとかの理由で、検証対象外になっている。</p> <p>しかし、その中には内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど、必要性が希薄で基本的な問題を抱えるダム事業も含まれており、それらのダム事業もその是非を検証する必要があるので、検証対象ダムを拡大すべきである。</p>					
15	18 ~ 20	<p>「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」</p> <p>意見（20）</p> <p>【要旨】 各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。</p> <p>検証対象のダム事業の工事については「新たな段階には入らない」という措置がとられているだけであるので、ほとんどの工事がストップすることなく従前どおり続けられている。そのため、ダムが中止となればまったく不要となる転流工、工事用取り付け道路等の関連工事、八ッ場ダムの湖面 1 号橋に見られる水没予定地の生活・景観を大きく破壊する諸工事までが進行中である。これらの工事を凍結しなければ、公費の無駄遣いを防ぐことができず、現地は関連工事による環境と生活の破壊がどんどん進んでいくことになる。</p> <p>各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。</p>					